

# 長崎県立大学学位規程

〔平成20年4月1日  
規程第74号〕

改正 平成22年8月3日規程第14号  
改正 平成25年8月6日規程第22号  
改正 平成27年3月24日規程第68号  
改正 平成27年6月16日規程第88号  
改正 平成28年3月23日規程第22号  
改正 平成29年2月7日規程第1号  
改正 令和2年2月4日規程第13号  
改正 令和4年3月23日規程第10号

## (趣旨)

第1条 この規程は、長崎県立大学学則（平成20年規則第1号）第48条第2項及び長崎県立大学大学院学則（平成20年規則第2号）第38条第3項の規定に基づき、長崎県立大学（以下「本学」という。）が授与する学位に関し必要な事項を定めるものとする。

## (学位)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士とし、その専攻分野の名称は、別表のとおりとする。

一部改正 [平成27年規程第68号、平成28年規程第22号]

## (学位授与の要件)

- 第3条 学士の学位は、本学学部を卒業した者に授与する。
- 2 修士の学位は、本学大学院の修士課程を修了した者に授与する。
  - 3 博士の学位は、本学大学院の博士後期課程を修了した者に授与する。

一部改正 [令和4年規程第10号]

## (学位論文提出)

- 第4条 修士又は博士の学位を受けようとする者は、学位論文を、所属する専攻の専攻長を経て、学長に提出するものとする。
- 2 前項の規定により、学位論文を提出する者は、別に定めるところにより必要書類その他の資料を提出しなければならない。
  - 3 学長は、第3条第3項に規定する者（以下「博士後期課程修了予定者」という。）の学位論文の受理について、地域創生専攻教授会に審査を求め、当該専攻教授会の意見を聴いて決定を行う。

一部改正 [平成27年規程第68号、令和2年規程第13号、令和4年規程第10号]

## (学位審査委員の選出)

- 第5条 学長は、学位論文の提出があったときはこれを受理し、専攻教授会にその審査を求めるものとする。なお、博士後期課程修了予定者の学位論文については、受理審査を経て受理を決定した学位論文を指すものとする。
- 2 専攻教授会は、前項の求めを受けたときは構成員のうちから学位審査委員を選出する。
  - 3 前項の学位審査委員は3名以上選出し、その審査委員の互選で主査及び副査を決定する。
  - 4 専攻教授会は、論文の審査に当たり、論文の内容に応じ必要と認めるときは、前項の学位審査委員に、他の大学院及び研究所等の教員等を加えることができる。

一部改正 [平成27年規程第68号、令和2年規程第13号、令和4年規程第10号]

(学位論文の審査及び最終試験)

第6条 学長は、審査のために必要があると認めるときは、学位論文の訳文、模型又は標本等の材料を提出させることができる。

2 学位論文の審査及び最終試験は専攻教授会が行うものとし、その方法は、学長が別に定める。

一部改正 [平成27年規程第68号、令和2年規程第13号、令和4年規程第10号]

第7条及び第8条 削除

削除 [令和4年規程第10号]

(審査期間)

第9条 学位論文の審査及び最終試験は、提出者の在学期間中に終了するものとする。

一部改正 [平成27年規程第68号、令和4年規程第10号]

第10条及び第11条 削除

削除 [令和4年規程第10号]

(学位論文の不返還)

第12条 受理した学位論文は、返還しない。

一部改正 [令和4年規程第10号]

(審査結果の報告)

第13条 専攻教授会は、学位論文の審査及び最終試験を終了したときは、学位を授与すべきか否かについて学長に意見を述べるものとする。

2 前項の意見において、学位を授与すべきとされたものについては、専攻長は、学位論文とともに、学位論文の内容の要旨、審査の結果の要旨、最終試験の結果の要旨及び次に掲げる事項を記載した書類を学長に提出しなければならない。

(1) 授与しようとする学位の種類

(2) 授与しようとする年月日

3 第1項の意見において、学位を授与すべきでないとされたものについては、専攻は、その旨を文書により学長に報告する。

全部改正 [平成27年規程第68号、令和2年規程第13号]

一部改正 [令和4年規程第10号]

(学位の授与)

第14条 学長は、学位を授与すべきか否かについて決定する。

2 学長は、前項の決定により学位を授与する者については、所定の学位記を授与するものとする。

3 学長は、第1項の決定により、学位を授与することができない者については、その者に対しその旨を通知する。

一部改正 [平成27年規程第68号]

(学位の名称)

第15条 本学の学位を授与された者は、その学位の名称を用いるときは、「長崎県立大学」と付記するものとする。

2 学位の英語名称については、別表のとおりとする。

一部改正 [平成27年規程第88号、平成28年規程第22号]

(学位の様式)

第16条 第3条の規定により授与する学位記の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところによる。

- (1) 学士の学位 様式第1号
- (2) 修士の学位 様式第2号
- (3) 博士の学位 様式第3号

一部改正 [令和4年規程第10号]

(審査要旨等の公表)

第17条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3月以内に、その学位論文の内容の要旨及び審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表する。

一部改正 [平成25年規程第22号、平成27年規程第68号]

(学位論文の公表)

第18条 博士の学位を授与された者は、当該学位を授与された日から1年以内に、その学位論文を公表しなければならない。ただし、学位論文に関する深い基礎となる参考論文が既に公表されているときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由がある場合には、学長の承認を得て、当該学位論文の全文に代えて、その内容を要約したものを公表することができる。この場合において、学長は、その学位論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。
- 3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、インターネットの利用により行うものとする。

一部改正 [平成25年規程第22号、平成27年規程第68号]

(学位授与の取消し)

第19条 学長は、本学において学位を授与された者が、次の各号のいずれかに該当するときは、専攻教授会の議を経て、学位を取り消し、学位記を返納させ、かつ、その旨を公表する。

- (1) 不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき。
  - (2) 学位を授与された者に、その名誉を汚辱する行為があったとき。
  - (3) 第18条の規定による義務を怠ったとき。
- 2 前項の規定による議決を行う場合には、専攻教授会の構成員の2分の1以上が出席し、出席者の3分の2以上の賛成を得なければならない。

一部改正 [令和2年規程第13号、令和4年規程第10号]

(補則)

第20条 この規程に定めるもののほか、学位に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年8月3日規程第14号)

この規程は、平成22年9月1日から施行する。

附 則（平成25年 8 月 6 日規程第22号）

- 1 この規程は、平成25年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第18条の規定は、この規程の施行の日以降に学位を授与した場合について適用し、同日前に博士の学位を授与した場合については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第19条の規定は、この規程の施行の日以降に博士の学位を授与された者について適用し、同日前に博士の学位を授与された者については、なお従前の例による。

附 則（平成27年 3 月 24日規程第68号）

この規程は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 6 月 16日規程第88号）

- 1 この規程は、平成28年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成28年 3 月 31日現在経済学部及び国際情報学部に在籍している者(以下「在学者」という。)並びにこの規程施行後在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の長崎県立大学学位規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成28年 3 月 23日規程第22号）

- 1 この規程は、平成28年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成28年 3 月 31日現在人間健康科学研究科看護学専攻に在籍している者（以下「在学者」という。）並びにこの規程施行後在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の長崎県立大学学位規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成29年 2 月 7 日規程第 1 号）

- 1 この規程は、平成29年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成29年 3 月 31日現在人間健康科学研究科栄養科学専攻（博士後期課程）に在籍している者（以下「在学者」という。）並びにこの規程施行後在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の長崎県立大学学位規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年 2 月 4 日規程第13号）

- 1 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 2 年 3 月 31日現在経済学研究科、国際情報学研究科及び人間健康科学研究科（博士後期課程を除く）に在籍している者（以下「在学者」という。）並びにこの規程の施行後、在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者に対する学位の授与については、改正後の長崎県立大学学位規程の規定に関わらず、なお従前の例による。

附 則（令和 4 年 3 月 23日規程第10号）

- 1 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日の前日において、本学大学院人間健康科学研究科博士前期課程又は博士後期課程に在籍している者に対する学位の授与については、改正後の長崎県立大学学位規程の規定に関わらず、なお従前の例による。

別表（第2条、第15条関係）

1 学士の学位に付記する専攻分野の名称及び英語名称

学部	学科	専攻分野の名称	英語名称
経営学部	経営学科	経営学	Bachelor of Arts in Business Administration
	国際経営学科	経営学	Bachelor of Arts in Business Administration
地域創造学部	公共政策学科	公共政策学	Bachelor of Arts in Public Policy
	実践経済学科	経済学	Bachelor of Arts in Economics
国際社会学部	国際社会学科	国際社会学	Bachelor of Arts in Global and Media Studies
情報システム学部	情報システム学科	情報システム学	Bachelor of Science in Information Systems
	情報セキュリティ学科	情報セキュリティ学	Bachelor of Science in Information Security
看護栄養学部	看護学科	看護学	Bachelor of Science in Nursing
	栄養健康学科	栄養健康学	Bachelor of Science in Nutrition

2 修士の学位に付記する専攻分野の名称及び英語名称

研究科	専攻	コース	専攻分野の名称	英語名称
地域創生研究科	地域社会マネジメント専攻	ビジネス・マネジメントコース	経営学	Master of Arts in Management
		経済・地域政策コース	経済学	Master of Arts in Economics
		メディア社会コース	メディア社会学	Master of Arts in Media and Global Studies
		国境離島文化振興コース	文化振興学	Master of Arts in Culture and Developmental Studies
	情報工学専攻	情報セキュリティコース	情報工学	Master of Science in Computer Science
		人間情報科学コース	情報工学	Master of Science in Computer Science
	人間健康科学専攻	看護学実践コース	看護学	Master of Science in Nursing
		公衆衛生看護学コース	公衆衛生看護学	Master of Science in Public Health Nursing
		栄養科学コース	栄養学	Master of Science in Nutrition

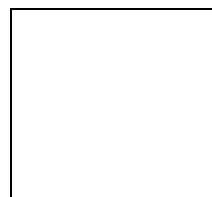
## 3 博士の学位に付記する専攻分野の名称及び英語名称

研究科	専攻	分野	専攻分野 の名称	英語名称
地域創生 研究科	地域創生 専攻	地域社会 マネジメント分野	地域社会 マネジメント	Doctor of Philosophy in Regional Society Management
		地域情報工学分野	情報工学	Doctor of Philosophy in Computer Science
		人間栄養健康科学 分野	栄養学	Doctor of Philosophy in Nutrition

卒業証書・学位記

氏名

年 月 日生



本学 学部 学科所定の課程を修めて

本学を卒業したことを認め

学士（ 学）の学位を授与する

年 月 日

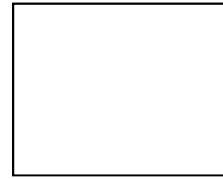
長崎県立大学長

氏 名 印

学第 号

様式第2号（第16条関係）（和文）

修第 号



学 位 記

氏 名

年 月 日生

本学大学院 研究科 専攻の

修士課程を修了したので

修士（ 学）の学位を授与する

年 月 日

長崎県立大学長

氏 名







# UNIVERSITY OF NAGASAKI

**Graduate School of**  
**The Degree of Master of**                    **in**  
**was conferred upon**

**having successfully completed the research program under proper instruction**  
**and having had a master's thesis accepted**  
**after assessment and examination**

**Recipient's Date of Birth:**

**Serial Number:**

**Date of Issue:**

**President**  
**University of Nagasaki**

様式第3号（第16条関係）（和文）

博甲第 号



学 位 記

氏 名

年 月 日生

本学大学院 研究科 専攻の  
博士後期課程において所定の単位を取得し学位論文の  
審査及び最終試験に合格したので博士（ 学）の  
学位を授与する

年 月 日

長崎県立大学長

氏 名





# UNIVERSITY OF NAGASAKI

**Graduate School of  
The Degree of Doctor of Philosophy in  
was conferred upon**

**having successfully completed the research program under proper instruction  
and having had a doctoral dissertation accepted  
after assessment and examination**

**Recipient's Date of Birth:**

**Serial Number:**

**Date of Issue:**

**President  
University of Nagasaki**